

労働金庫におけるリレーションシップバンキング

Relationship Banking in Labor Bank

岡山大学 三村 聡

概要

協同組織金融機関の一員である労働金庫は、労働組合を主たる取引先とした職域金融機関と言われながら、それぞれの地域性を大切に活動してきた（労働金庫が持つ協同金融としての **Common Bond**）。近年では、退職者や一般勤労者、地域市民への取引拡大が進むなか、金融庁指導により先送りとなったが、全国合併の本格的な検討・準備を進めることにより勤労者にとってより利便性の高い金融サービスの提供と、かつ地域性を高める金融機関への転換をめざしたところである。

また、労働金庫はリレーションシップバンキングの対象金融機関とされてきたが、中小企業取引（法人企業取引）になじみの薄い労働金庫にとって、金融審議会での議論が意図するリレーションシップバンキング「地域密着型金融の取組み」とは趣旨・内容を必ずしも一にしてこなかった。ところが、2010年度から、改正貸金業法が完全施行された最初の年であることを踏まえ、「健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み」についても、地域密着型金融の対象として、金融庁の顕彰対象を含め積極的に取組みが進められることとなった。この観点からは、地域や企業で働く勤労者や地域市民に対して、古くから多重債務者向け相談や教育活動に力を入れてきた労働金庫が、地域密着金融の強化の面から機能する意義は大きい。

本稿では、まず2012年4月を目標に利用者利便の向上を目的として「全国合併構想」を掲げた労働金庫業界であるが、この構想は延期された。その要因を金融庁の見解（①全国合併により「地区」が会員や役職員の意識から消えた際のコモンボンド（**Common Bond**）としての「地域社会における絆意識」の低下＝協同組織金融機関としての存在意義への疑問、②系統金融機関（労働金庫連合会）を吸収した日本労働金庫が、経営危機に陥った際の対応能力、③規模の経済性から全国合併はコスト削減効果を生む可能性はあるが、合併により高コストかつ住宅ローン偏重の体質は改善せず、逆に規模拡大に伴うリスク管理が求められる、④労働金庫法の改正が必要（そもそも単独機関の法律でない）、これら諸点を指摘し、もって「時機尚早」との判断を下した）を引用して検証する。次に、こうした状況を踏まえ、労働金庫が勤労者福祉金融機関として機能するための今日的な存在意義や、規制緩和が進む金融界にあつて労働金庫が直面する課題を分析しつつ、リテール領域がリレーションシップバンキングに加えられた現状を踏まえ、今後、労働金庫の果たすべき金融サービス支援強化・地域貢献（労働金庫版リレーションシップバンキング）の観点から、労働金庫が設立以来、受け継いできた協同組織としての「理念」を活かし、利用者たる勤労者や地域市民に対して有効に機能すべき方向性を示す。